

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和4年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和4年6月14日(火) 開会：午前9時57分 閉会：午前11時16分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第38号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第2号)のうち所管の補正予算
議案第39号 令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第40号 令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第42号 工事請負契約の締結について
議案第43号 工事請負契約の締結について
議案第44号 工事請負契約の締結について
-

4 出席委員

委員長	三澤 隆一君	副委員長	鈴木 一樹君			
委員	水柿 美幸君	委員	津田 修君	委員	真次 洋行君	
委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	委員	箱守 茂樹君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について、審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり、補正予算議案3案、契約議案3案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第38号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それでは、社会福祉課から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しておりますので、これを御覧になってください。

それでは、神奈川課長、よろしく願いいたします。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課長の神奈川です。どうぞよろしく願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、社会福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄54、臨時特別給付金事業費補助金6,803万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に伴う国庫補助金でございます。詳細につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に6,803万7,000円の増額をお願いするものでございます。この事業は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策の趣旨を踏まえまして、令和4年度住民税非課税世帯及び令和4年1月以降の家計急変世帯に対しまして、生活支援といたしまして、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） あらかじめ資料を出していただいてありがとうございます。非常に分かりやすい

です。

それで、プッシュ型のほうでちょっとお聞きしたいのですけれども、プッシュ型の令和4年度の基準日は今月6月1日ということで、その6月1日時点で確定申告とかいうので、均等割非課税になるということが判明したということです。それで、その抽出はどういうふうにできるのかというのを伺いたいです。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 三浦委員のご質疑にお答えいたします。

令和4年度の抽出につきましては、令和3年度住民税非課税世帯で、今回その住民税非課税給付金の支給対象となった世帯、それから令和4年度に改めて今年度住民税非課税世帯に対して給付するものでございまして、令和3年度に対象となった世帯は除くものとなっております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 抽出のことを聞いたのです。抽出は確定申告で税が確定して、それを市のほうで抽出できると、6月1日時点でということなのかなという。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 今回の給付金につきましては、当然市民税課、そちらからのデータをいただきまして、確定申告を済んでいる、そういったもののデータから抽出するような形でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、つまりこれは本人の申告ではなくて、市のほうから、あなた該当者ですよという、これがいわゆるプッシュ型と言うのだと思いますが、そういうふうに連絡をして、申請に至っているといふふうに理解していいのかわかるかというのと、受付件数が16件で、支給済みが14件と出ているので、何か件数としてこんなものなのかなと、もうちょっと多いように予想していたのですが、その辺どうなのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 住民税非課税給付金につきましては、令和4年度といたしまして、約1,600世帯をプッシュ型で確認書、あと返信用封筒、そういったものを一緒に送りまして、6月下旬に発送する予定で考えてございます。そのほか家計急変世帯につきましては、16件につきましては、こちら窓口のほうに来ていただいて申請をいただいた件数なのですが、こういう家計急変につきましては、社会福祉課の窓口、または福祉相談室、また社会福祉協議会、また広報、そういったもので広くアピールしているところでございますが、現段階としては申請をいただくのですが、条件に合わない、そういったことで申請が少ないような状況であるということでございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私の理解では、プッシュ型なので、市のほうからあなた該当者ですよというのがプッシュ型だと思っているのです。本人は情報を見過ぎたりなんかして分からないとか、あと高齢者だと、いろいろな事情で申請に至らないとかいうふうになる可能性があるもので、プッシュ型の場合は市のほうから何らかの連絡が行くのだろうというふうに思うのですが、今の説明だと、本人の申請という話だったので、そこがちょっと食い違うのだけれども、ちょっと整理してもらいたいです。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） お答え申し上げます。

お手元に配付させていただいています家計急変世帯、こちらにつきましては、令和3年度の事業として申請を受け付けたものでございます。令和4年度、改めまして令和3年度住民税課税世帯であって、令和4年度の住民税非課税世帯につきましては、1,400世帯をプッシュ型で送付する予定でございます。

（「そういうことですか、では分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ほかに何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第38号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。上から1行目、番号1番、事項欄、高齢者等買い物支援事業補助金（令和4年度決定分）、期間、令和4年度から令和8年度、限度額600万円でございます。これは、移動スーパーを1台増便し、未実施の自治会や入居型高齢者施設も対象に含め、巡回するに当たって、5年間継続して事業を行うことを条件として公募を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄79、地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にて説明させていただきます。

次に、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、高齢者等買い物支援事業400万円の増額補正をお願いするものでございます。これは令和3年8月から開始した移動スーパーについて、販売場所の拡大の要望が多く寄せられていることから、1台増便するための補助金を交付するものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。説明欄、老人福祉施設整備事業4,115万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは五所地区にあります社会福祉法人征峯会様が整備する小規模多機能型居宅介護事業所への施設整備及び開設準備補助金でございます。財源は全額県補助金でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 全額補助ということなので、非常に割のいい補助だなというふうに思います。誰もが、どの事業者もこういうのを欲しがっているのではないかなと思うのですが、まずこれの申請のための告示というのですか、お知らせというのがいつで、申請打切りがいつで、申請者がどのくらい何件あつ

てという、その経過についてお願いしたいと思います。それが1つと、それからこの補助金は市町村枠があるのかどうか、筑西市で1件とか、このくらいとか、何かあるのかどうかというところです。それをお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 三浦委員の質疑にご答弁申し上げます。

こちら小規模多機能型介護施設につきましては、高齢福祉介護保健計画に位置づけられておりまして、事業所を昨年度募集しております。昨年度募集に当たりまして、申込みは1件でございました。こちらの選定をさせていただいて、決定通知を差し上げているところでございます。

県での補助金の市町村枠という質疑でございますけれども、こちらは昨年度末に事前調査というような形で、こういった補助金について必要な市町村は県のほうに事前協議として申込みをいたします。それによりまして、今年5月頭に交付決定の内示をいただいたところでございますので、そういった経緯でございます。

答弁は以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明を願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第38号のうち、介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金36万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは介護報酬改定等に伴うシステム改修費用に係る国の補助金でございます。

次に、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、一番下説明欄、介護保険特別会計繰出金654万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修費並びに緊急通報等サービス提供事業の実施に係る地域支援事業費の増額分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、議案第40号「令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）」でご説明させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第39号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について審査を願いま

す。

医療保険課から説明をお願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 議案第39号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ406万5,000円を増額するものでございます。10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4県支出金、項2県補助金、目5保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）406万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは国保直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの令和3年度での運営に要した費用の一部として、特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業406万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは歳入で茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として交付された交付金を、市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

議案第39号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第39号について討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決をいたします。

議案第39号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第40号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、審査をお願いします。

介護保険課から説明をお願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第40号のうち、介護保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ654万4,000円を増額する補正予算でございます。初めに、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金、説明欄1、事務費繰入金55万円の増額をお願いするものでございます。これはシステム改修費に係る国庫補助金36万6,000円のほか、市負担分の18万4,000円を合わせた繰入金でございます。

次に、その下、目10地域支援事業繰入金、節2包括的支援・任意事業繰入金、説明欄1、現年度分包括的支援・任意事業繰入金599万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは緊急通報等サービス提供事業に係る繰入金でございます。詳細につきましては、高齢福祉課所管の歳出補正予算にてご説明申し上げます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項2賦課徴収費、目1賦課徴収費、説明欄、住民情報システム（介護保険）改修事業55万円の増額をお願いするものでございます。これは国の介護報酬等改定等に伴うシステム改修費でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第40号のうち、高齢福祉課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為、事項欄、緊急通報システム事業委託、期間、令和4年度から令和8年度、限度額、5,119万2,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲でございます。これは緊急通報システム事業を見直し、体制やサービスの拡充を図るに当たって、5年間継続して事業を行うことを条件として入札を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目8任意事業費、説明欄、緊急通報等サービス提供事業599万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは現行の緊急通報システム事業を見直し、電話回線の有無や種類を問わず、要件を満たし、必要とする高齢者全てが利用できる緊急時の通報サービス体制を新たに構築するものでございます。詳細につきましては、第5回の全員協議会でご説明しましたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 質疑かちょっとあれしたのですがけれども、この緊急通報システムについて、今高齢者の必要な方については全員というようなことを言われていましたけれども、これはおおむね年齢とか

そういうことであって、申請したら全員ということではないと思われまけれども、今の発言によりますと、希望した方には全員というか、高齢者、そういうことで、これ今度携帯電話からもできるようなシステムだと思うのですけれども、その辺はいいのですか、何かやはり申請した人の中でも条件があるのですか、そういうことはどうなのですか。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 真次委員の質疑にお答えいたします。

先ほどの説明の中で、要件を満たして必要とする高齢者の方全員にということですので、要件はございます。75歳以上の病弱な方ですとか、65歳以上ということであれば、要介護の認定ですとか、要支援の認定がある方になります。高齢者のみの世帯の方というような場合には、どちらかの高齢者の方が要介護4か5というようなことで、やはり身体的に急病とかのときに、とっさに自分で電話をすることが難しいというような方が対象となっておりますので、そういった条件は、やはり今後のこの新事業につきましてもつけさせていただかなくてはならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

もう1つ、携帯電話のこと。携帯電話に設置できるというようなことで、先ほどおっしゃっていましたが、中に一部勘違いをされている議員、いらっしゃると思っております、これご本人がお持ちの携帯には設置することはできません。あくまでも事業者の方が、その携帯型の機種を貸し出すというようなこととなりますので、携帯電話の機能はない、あくまでもこの緊急通報システムに特化した携帯型ができる機種という形になりますので、お間違えのないようにお願いします。

（「勘違いしていたよ」と呼ぶ者あり）

○高齢福祉課長（吉原真由美君） （続）以上です。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） これは、要するに条件的にはあるので、その辺はちょっと、よくこれは高齢者の方から緊急システムつけたいのだというのがあるので、今言ったような条件がありますと言ったのだけでも、介護を受けている要支援からあるのですか、要支援1とか、それはあるのですか、何か。介護の階級と言ったらおかしいけれども、それは幾つから。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） お答えいたします。

年齢よっての条件が少し変わってきておまして、通常は75歳以上の病弱でというようなところなのですけれども、75歳より若い65歳から74歳の方については、その介護の認定等がないと、条件としてはクリアできないというようなことで、少し厳しめになっているのです、若い方、65歳から74歳につきましては。そういったところです。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 今の条件の中に所得制限、市民税非課税世帯だとか、そういったものの条件はないのですか。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ご質疑にご答弁いたします。

こちらにつきましては、所得の制限とか、非課税世帯でなくては駄目というような、そういった条件はございません。あくまでも身体的に弱いというようなことが条件になっております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにありますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） このシステムは、本人が連絡をして、それは危ないといった場合に、ほかの市では支援者というやり方があります、支援者。その人に、システムを使っている利用者が、万が一のことがあって通報した場合に、委託業者が直接駆けつけるわけにはもちろんいかないので、支援者という人を、災害のほうには支援者というのをやっていますけれども、この場合の支援者というのを考える考えがあるのかどうかということが1つです。

あと、今までの実績として通報件数が、変化が大きい場合は幅で言ってもらって。あと、一番恐れる孤独死の場合にも、筑西市でも起こっているの その孤独死の件数はどのくらいか、分かればお願いしたいと思います。

それから、負担金のことですが、300円というのが全員協議会で説明されました。その理由はお聞きしましたけれども、実際に取るとき、例えば生活保護の世帯から取るのかとか、あと所得に何か差をつけるのかとか、その辺の細かいところはどうか、それお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ご答弁申し上げます。

まず、緊急時の支援者をつけるかどうかというようなことでございますけれども、確かにほかの市町村では、駆けつけ隊というような名称でご近所の方を必ず登録していただかないと、申請が受けられませんというような市もございます。でも筑西市としましては、やはり緊急連絡先というところは、二、三人登録をしていただくのですけれども、ご家族様とかご親族、そういった方が中心になってくるかと思っております。もちろんそういった方がいらっしゃらなくて、ご近所のお友だちで緊急連絡先としていただきたいというような方につきましては、そういったケースもございますけれども、考えとしては、親族等が中心というような形で考えてございます。緊急のときにすぐに駆けつけられないときには、やはり消防署のほうで対応していただくような形になるかと思っております。

実績につきましてですけれども、通報の実績としましては、令和元年度の緊急通報の実績としては264件、そのうち救急出動した件数は74件です。令和2年度には228件の通報があり、緊急出動した件数は49件です。令和3年度につきましては183件の通報があり、51件の救急出動がございました。

孤独死の件数ということですが、こちらについては、孤独死があったというような情報を得ていないので、申し訳ございません。ゼロ件でございます。

次に、負担金の300円につきまして、生活保護の方について徴収するのかということでございますけれども、生活保護の方についても徴収する予定でございます。

あと、所得の差によって金額の増減をするのかということにつきましては、一律300円ということで、所得による見直し等は行わない予定でございます。これにつきましては、全員協議会のときにもお話ししましたけれども、毎年金額が変わってしまうと、高齢者の方も、これが何で引かれているのかということが分からなくなってしまうと思っておりますし、大体3,000円程度が月額というところを想定して、その1割というところもございまして、一律300円ということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。通報件数は、誤報も含めてですけれども、あと誤報しても、どうしましたというやり取りができるので、非常にこれ助かっていると言っていましたけれども。

あと、孤独死のほうはゼロというのが、このゼロというのは、緊急通報装置を設置した世帯がゼロということなのですか、そうですか、分かりました。全市では孤独死がやはりあるというのは、警察のほうの発表でも出してはいるのですけれども、いつ孤独死になるかは分からないということのための、要するに命のラインなわけです。セーフティーネットの中でも、最も重要な部分だろうというふうに思うし、前には筑西市で孤独死でしばらく見つからなかったというケースもあって、そのときには腐敗していたという話で問題になったのですが、命の尊厳の問題でもあるということで、非常に大事なシステムだと思うのです。内容は時代に合わせて拡充されたということは、とても私はいいいと思うのですが、ただこの命に関わる、しかも非常に基本的なところなので、これは料金は取るべきではないのではないかというふうに思うのですが、まして生活保護の世帯からもということになると、やはり1か月300円というのは、現役世代にとっては大きくないかもしれないけれども、年金だとか生活保護、あるいは低所得といった世帯にとっては、それ毎月払うのではなくて、3か月かそこらまとめて払うわけです、徴収の面では。そうするとやはり負担感というのがあるし、年金も今下がっているのが問題になっているわけですが、私はそういうふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ご答弁申し上げます。

全員協議会するときにもそういったお話がございましたので、保健福祉部内で再度協議をいたしました。その後市長とも協議を行った結果、やはり個人負担につきましては、徴収するというようなことでなっております。300円という金額につきましても、妥当ではないかというようなことで協議がまとまっております、やはり今までの緊急通報装置ですと、設置時に市が全額を負担して設置をすれば、ある程度その後の費用についてはかからないわけですけれども、これからのこのシステム移行した後については、毎月の月額利用料ということで、ついている間はずっと金額が発生してくるわけです。そうしますと、やはり持続可能なシステムとして、この事業を継続していくためには、やはり個人負担をいただくことは致し方ないのかなというところと、やはり行政改革大綱の中でも、市民の公平性というようなことですので、一部の方が受益するサービスにつきましては、受益者の負担の公平性というような立場も鑑みますと、妥当だというふうに私どものほうは考えてございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。よく検討されたとは思いますが、私としてはちょっと承服しかねるところがあるので。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第40号について討論願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今質疑の中でも言ってしまいましたけれども、弱い立場の人からの負担金ということで、行革からの面もあるのはあるのですが、命に関わっている部分なので、私はこれは再検討といっても、これは無理だとは思いますが、取るべきではないというふうに思います。よって、反対です。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 300円は妥当な数字だと思います。賛成です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決をいたします。

議案第40号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、こども部所管の審査に入ります。

初めに、議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

これも、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。

それでは、渡邊こども課長お願いします。

○こども課長（渡邊久人君） こども課、渡邊です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、こども課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄16、新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金に1億1,128万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳しくは歳出にてご説明させていただきます。

それでは、18、19ページをお開き願います。事項別明細書、3、歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に1億1,128万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対する生活支援を行うため、児童扶養手当受給世帯、それ以外の低所得の子育て世帯の子に対し、子供1人当たり5万円を支給する事業で、補正予算をお願いするものでございます。財源は事務費を含めまして、全額が国からの交付金でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、教育委員会所管の審査に入ります。

初めに、議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課からの説明を願います。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本と申します。よろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） それでは、願います。

○学務課長（根本 薫君） それでは、議案第38号のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号の2番、事項名、校務支援システム使用料、期間は令和5年度から令和9年度まで、限度額は、1億1,115万円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容につきましては、現行の校務支援システムの利用契約期間が令和5年3月31日で満了となりますことから、今年度中に利用契約を締結し、現行のシステムからデータの移行作業などを行いまして、令和5年4月1日から新しいシステムを稼働できるようにするため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、番号の3番、事項名、教育情報ネットワークセンターサーバ機器等借上料、期間は令和5年度から令和9年度まで、限度額は、9,879万円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内の額でございます。内容につきましては、現行の教育情報ネットワークのセンターサーバの賃貸借契約期間が令和5年3月31日で満了となりますことから、今年度中に契約を締結し、機器を調達する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に100万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは市内の関東道路株式会社様から教育関係事業への指定寄附として100万円のご寄附をいただきましたことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、節17備品購入費、説明欄、小学校運営関係費100万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入のほうでご説明いたしました教育関係事業への指定寄附をいただきましたことにより、コピー機、拡大プリンター、A3判のスキャナーを購入するものでございます。購入先でございますが、コピー機は河間小学校、拡大プリンターは新治小学校、大判スキャナーは川島小学校に設置する予定でございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第38号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第38号について討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決をいたします。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第42号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

施設整備課から説明を願います。

なお、追加の要求がありました資料を、これも用意しておりますので、御覧ください。

○施設整備課長（成川幸夫君） 施設整備課、成川でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○施設整備課長（成川幸夫君） 議案第42号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和4年4月20日付で条件付一般競争入札に付した筑西市立伊讚小学校屋内運動場長寿命化改良工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、契約の目的でございますが、筑西市立伊讚小学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築）でございます。

2、契約金額、2億1,120万円。

3、契約の相手方は、大内・川田特定建設工事共同企業体。代表構成員としまして、筑西市小川1453番地、大内建設株式会社代表取締役・大内康意。構成員としまして、筑西市西方1705番地4、株式会社川田建材工業、代表取締役・川田秀樹でございます。

次のページを御覧ください。参考資料で工事の概要でございます。1から4につきましては、ただいまの説明と重複する部分がございますので、割愛させていただきます。

5、工期につきましては、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和5年2月28日まででございます。

6、工事概要でございます。対象建物につきましては、屋内運動場、鉄骨2階建て、延べ床面積が939平米でございます。工事内容につきましては、屋外が屋上防水、屋根塗装、外壁改修、屋内につきましては、床・壁・建具の改修、電気・機械設備の更新、多機能トイレの整備、スロープ設置、それから鉄骨腐食対策でございます。

次ページ以降につきましては、位置図、平面図、立面図でございます。

伊讚小学校の体育館につきましては、昭和52年に建設されまして、建築後44年が経過し、施設の老朽化が著しいため、長寿命化改良工事を行うことで、建物の耐久性を高め、児童の安全と快適な教育環境を確

保するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 工事の内容ですけれども、ちょっと全体のイメージがよく分からないのですが、多岐にわたっているので、要するに鉄骨部分を残して、後は改修するというイメージでいいのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） お答えいたします。

基礎と鉄骨と屋根部分を残しまして、改修工事を行うというものでございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第42号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

議案第42号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第43号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

施設整備課から引き続き成川施設整備課長、お願いたします。

○施設整備課長（成川幸夫君） 議案第43号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和4年4月20日付で条件付一般競争入札に付した筑西市立養蚕小学校屋内運動場長寿命化改良工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的でございますが、筑西市立養蚕小学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築）でございます。

2、契約金額は、1億9,998万円。

3、契約の相手方は、柴・中山特定建設工事共同企業体。代表構成員としまして、筑西市国府田1346番地2、株式会社柴建設、代表取締役・柴直樹。構成員としまして、筑西市塚原22番地、株式会社中山工務店、代表取締役・中山和朗でございます。

次のページを御覧ください。参考資料で工事の概要でございます。1から4につきましては、ただいまの説明と重複する部分がございますので、割愛させていただきます。

5、工期につきましては、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和5年2月28日まででございます。

6、工事概要でございます。対象建物につきましては、屋内運動場、鉄骨2階建て、延べ床面積が1,022平

米でございます。工事内容につきましては、屋外が屋上防水、屋根塗装、外壁改修、屋内につきましては、床・壁・建具の改修、電気・機械設備の更新、多機能トイレの整備、スロープの設置、鉄骨腐食対策でございます。

次ページ以降は、位置図、平面図、立面図でございます。

養蚕小学校の体育館につきましては、昭和53年に建設されまして、建築後43年が経過し、施設の老朽化が著しいため、長寿命化改良工事を行うことで、建物の耐久性を高めまして、児童の安全と快適な教育環境を確保するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、令和5年2月28日までは、体育館は使えないという認識でいいのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 体育館は夏休みから着工を指しておりますので、それ以降は使えないということになります。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、その期間、子供たち、児童生徒の体育館を使用する体育の時間等はどのようなふうにするのですか。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） お答えいたします。

その辺は学校のほうに体育の授業を調整していただくようにお話ししております。

（「調整というのは」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君） （続）体育館が使えませんが、グラウンドで授業をしたりということ、調整していただくということをお願いはしております。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） よく分からないのだけれども、グラウンドで、いわゆる屋内運動場、体育館だから、雨の日とか体育館を使うわけでしょう、あれ、普通は。雨降ったときにはどうするのだという、どこか市内の体育館に移動して何かやるとか、運動以外でも体育館を使う行事というのはあるのではないですか、そういうときに何か代替の施設というのは用意していないの。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） お答えいたします。

代替案は考えてはおりません。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず1つは、入札参加業者、今回3つの体育館工事があつて、次の議案と前の議案に参加されるのですが、参加業者が、これは取りおり方式というやつで、参加業者が減ってくるという、それで別に問題ないというふうに考えていいのですか。というのは入札に関してです。

それから、あと工事の今後の計画についてですけれども、この資料を出していただいてありがとうございます。

います。カラーなのでとてもよく分かります。今年度は結構事業が多いと、来年度は後半から設計がいっぱい入ってくるということで、令和6年度も工事が集中しているのです、令和7年度にもあるという、令和8年度、令和9年度はほとんど空白ということになっているので、この辺の計画の立て方はどういうふうに、財政との関わりもあるのでしょうけれども、合併特例債のせいなのかどうなのか、この辺の考え方をお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） まず、この入札の件でございますが、こちら取りおり方式でございます。そして、工事の計画でございますが、令和8年、9年と予定が入っていないような状況でございますが、これは委員おっしゃるとおり合併特例債を見越してのことでございます。それと、校舎、それから体育館、これである程度一通り改修工事が終わるような形でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決をいたします。

議案第43号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第44号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

施設整備課から成川施設整備課長、お願いいたします

○施設整備課長（成川幸夫君） 議案第44号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和4年4月20日付で条件付一般競争入札に付した筑西市立五所小学校屋内運動場長寿命化改良工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的でございますが、筑西市立五所小学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築）。

2、契約金額、1億9,646万円。

3、契約の相手方は、ワイエスケイ・丸萬特定建設工事共同企業体。代表構成員としまして、筑西市乙836番地、株式会社ワイエスケイ、代表取締役・入田好正。構成員としまして、筑西市花田68番地、株式会社丸萬建設、代表取締役・田寄人視でございます。

次のページを御覧ください。参考資料でありまして、工事の概要でございます。1から4につきましては、ただいまの説明と重複する部分がございますので、割愛させていただきます。

5、工期につきましては、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和5年2月28日まででございます。

6、工事概要でございます。対象建物につきましては、屋内運動場、鉄骨2階建て、延べ床面積が942平

米でございます。工事内容につきましては、屋外が屋上防水、屋根塗装、外壁改修、屋内につきましては、床・壁改修、建具改修、電気・機械設備の更新、多機能トイレの整備、スロープ設置、鉄骨腐食対策でございます。

次ページ以降は、位置図、平面図、立面図でございます。

五所小学校の体育館につきましては、こちらも昭和53年に建設されまして、建築後43年が経過し、施設の老朽化が著しいため、長寿命化改良工事を行うことで、建物の耐久性を高め、児童の安全と快適な教育環境を確保するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほどの質問とダブるのですが、この伊讚小学校と養蚕小学校と五所小学校のいわゆる体育館を、夏休みから翌年の2月28日、約半年間閉鎖するというか、使えないわけです。児童生徒が寒くなってくる時期に体育館を使用できないで、代替案も何一つ考えていないというのは納得いかないのだけれども、分かる人ちょっと、部長説明してよ。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） 仁平委員の質疑にご答弁申し上げたいと思います。

半年間ということで、体育館のほう改修中は使用ができなくなってしまうということで、学校のほうには屋外が雨で使用できないといったような場合には、体育館使えませんので、校舎内のホール等で行える、簡単などってばあれなのですけれども、体育の種目、そういったものを選んで実施をしていただく、そういった方向で工夫をしていただいて、具体的なカリキュラムの変更等につきましては、学校のほうで、校長先生はじめ協議をしていただいて、調整をしていただいて、半年間ちょっとご不便をおかけしてしまうのですがということでお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 場合によっては、下平塚の体育館に市のバスで移動して使えるような、そういうことも考えておいたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺のところは、答弁は結構ですけれども、よく調整してください。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 落札率のことなのですが、改修工事の落札率は大体非常に高いのです。この辺で議員側から見ると高いなというのが率直なところなのですが、事業の内容にもよると思うので、なぜ高いのかについての考え方といいますか、受け止め方について、もし答えられればお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 委員おっしゃいますように、落札率でございますが、98.82%ということで、高い落札率だと思います。入札執行に関しましては、私も立ち会っております、筑西市の建設工事入札執行事務処理要領に基づきまして、契約所管課が適切に執行しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） いいです。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明いろいろありがとうございます。提示していただいたこの計画にちょっと疑問点がありましたので、お伺いしたいと思います。明野地区の小学校が5つ、令和6年度から廃校というか、使わなくなるのですが、プール解体が5校のうち2校しか計画なくて、残り3校はどういう工事をするのか、しないのかということと。あと、これ明野中学校なのですが、令和8年度辺りにまた何か改修予定が入っておりますが、これはどこを改修予定なのか、お聞かせください。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 明野地区の小学校のプール解体でございますが、大田小学校と鳥羽小学校、5校中この2校でございますけれども……

（「大村小学校……」と呼ぶ者あり）

○施設整備課長（成川幸夫君） 大村小学校と鳥羽小学校です。失礼いたしました。こちらにつきましては、一部借地がございますので、こちら解体して借地を返したいというふうに考えております。それと明野中学校の体育館でございますが、これはLEDとバリアフリーの工事を予定しております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 大村小学校と鳥羽小学校は借地があるということで、解体を早めるということは分かったのですが、そのほか3つは、関城とか協和は全部解体計画入っているような感じなのですが、残りの3つは解体予定ないのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 残る3校につきましては、義務教育学校が令和6年度から始まりますので、その跡地の利活用、そういったことも含めまして一緒に併せて検討していきたいと思っておりますので、現在のところはちょっと未定でございます。

（「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） 改修計画の件なのですが、令和8年頃になると、大体の小学校は終わるのかなというふうに思うのが1点。

それと、これ昔はやはり改修ではなくて、新しく造られたというのが主力だったのです。最近これ改修、改修ということでやっているのだけれども、実際に今聞いていると、築50年とか、大分古い建物であって、それを改修して、どの程度、なかなか難しいと思うけれども、どの程度使用できるのかというふうな見通しというのははじいてあるのかな、それだけ。

○委員長（三澤隆一君） 成川施設整備課長。

○施設整備課長（成川幸夫君） 長寿命化工事につきましては、建替えの約6割程度でできると言われておりまして、長寿命化は現在の施設よりも、今よりもレベルアップした施設といいますか、多目的とかLED照明であったり、スロープであったり、そういった工事になりまして、これから約30年を使えるような工事ということで見越しております。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第44号について討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決をいたします。

議案第44号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了いたします。

それでは、執行部の退室を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君） 以上で、福祉文教委員会に付託されました審議は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

それでは、以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会 午前11時16分